

地域における居住支援の 現状等について

1. 入所施設から地域生活への移行状況等

基本指針（抄）

- 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（抄）

この指針は、法等を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成二十六年度末の数値目標を設定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年度までの第三期障害福祉計画の作成又は変更に当って即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

3 グループホーム等への充実及び入所等から地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。

第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標(抄)

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点において福祉施設に入所している障害者(以下「施設入所者」という。)のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。

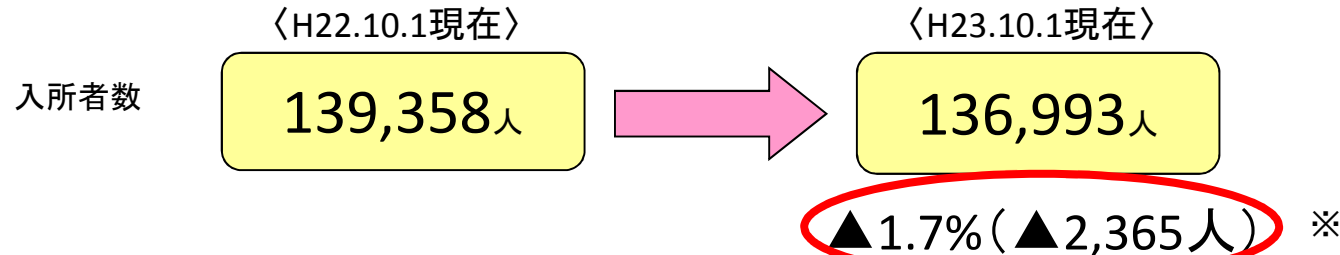
当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成二十六年度末の施設入所者数を平成十七年十月一日時点の施設入所者数から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

1 入所者の推移

※ 1については、2,668施設からの回答を集計(回収率100%)。
2以降については、被災地域の一部の施設を除く、2,658施設からの回答を集計(回収率99.6%)。



- 対象施設
- (1) 身体障害者療護施設
 - (2) 身体障害者入所授産施設
 - (3) 知的障害者入所更生施設
 - (4) 知的障害者入所授産施設
 - (5) 精神障害者入所授産施設
 - (6) 身体障害者入所更生施設
 - (7) 精神障害者生活訓練施設
 - (8) 障害者支援施設

2 施設退所後の居住の場の状況

※ 回収率が異なるため、2の(1)の退所者数の合計と新規入所者数の差とは合致しない。

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況 〈H22.10.1→H23.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,836人

3.5% (H22.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支 援A型	就労継続支 援B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
1,215人 (25.1%)	47人 (1.0%)	106人 (2.2%)	217人 (4.5%)	68人 (1.4%)	1,026人 (21.2%)	104人 (2.2%)	63人 (1.3%)
地域活動支 援センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活 動	未定	不明
115人 (2.4%)	362人 (7.5%)	42人 (0.9%)	435人 (9.0%)	148人 (3.1%)	163人 (3.4%)	502人 (10.4%)	223人 (4.6%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の内訳

地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病 院	その他	計
3,027人 (38.8%)	1,507人 (19.3%)	124人 (1.6%)	28人 (0.4%)	2,604人 (33.4%)	513人 (6.6%)	7,803人

(2) 地域生活の内訳

共同生活介 護	共同生活援 助	福祉ホーム	通勤寮(旧 法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
211人 (7.0%)	102人 (3.4%)	20人 (0.7%)	19人 (0.6%)	2,453人 (81.0%)	134人 (4.4%)	20人 (0.7%)	68人 (2.2%)

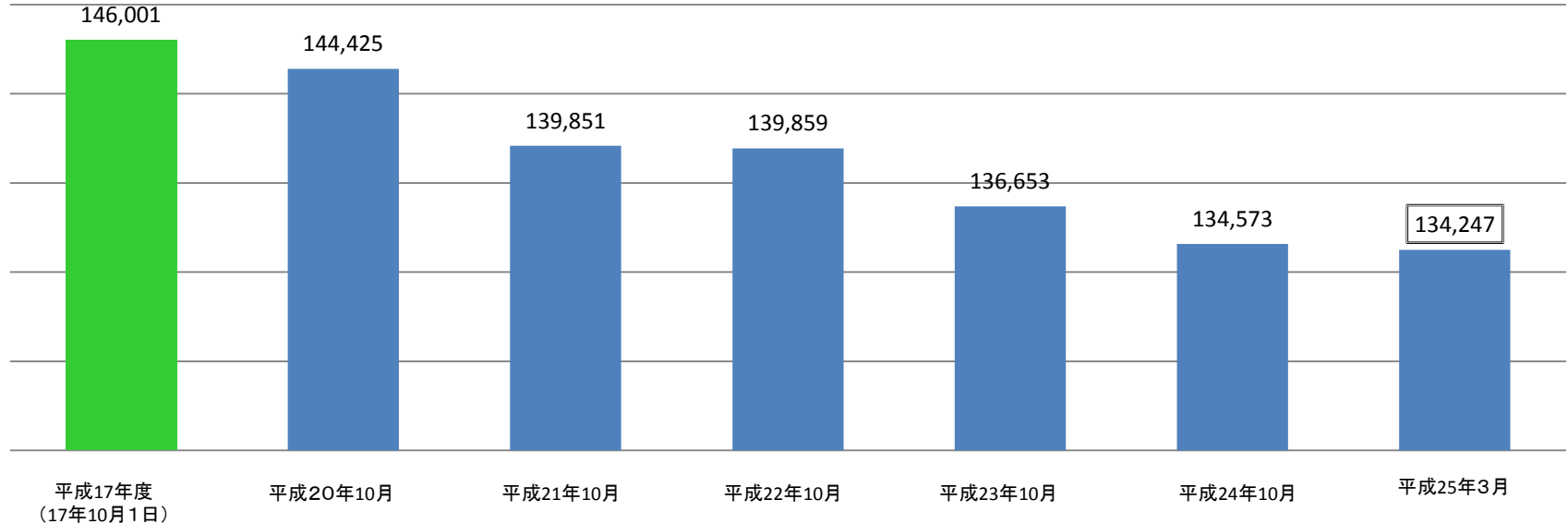
施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

○施設入所者数の推移

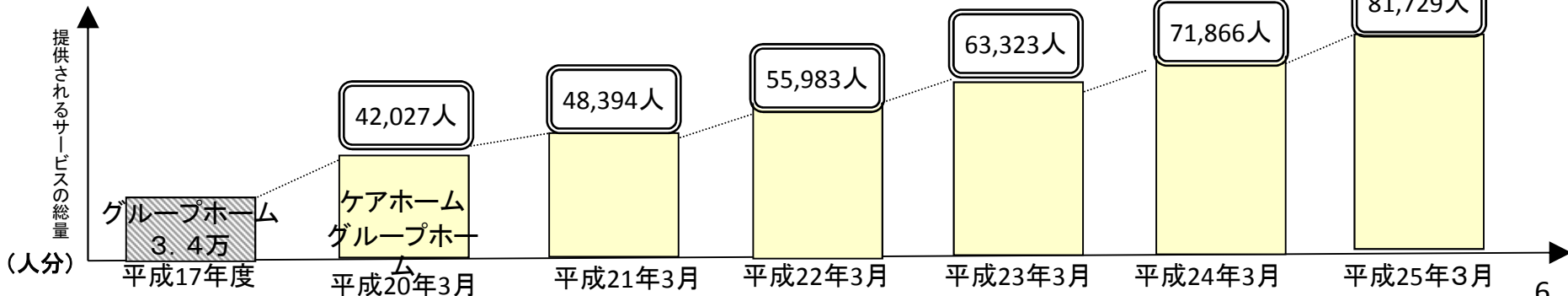
出典：国保連データ速報値等

入所者数（人）



○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



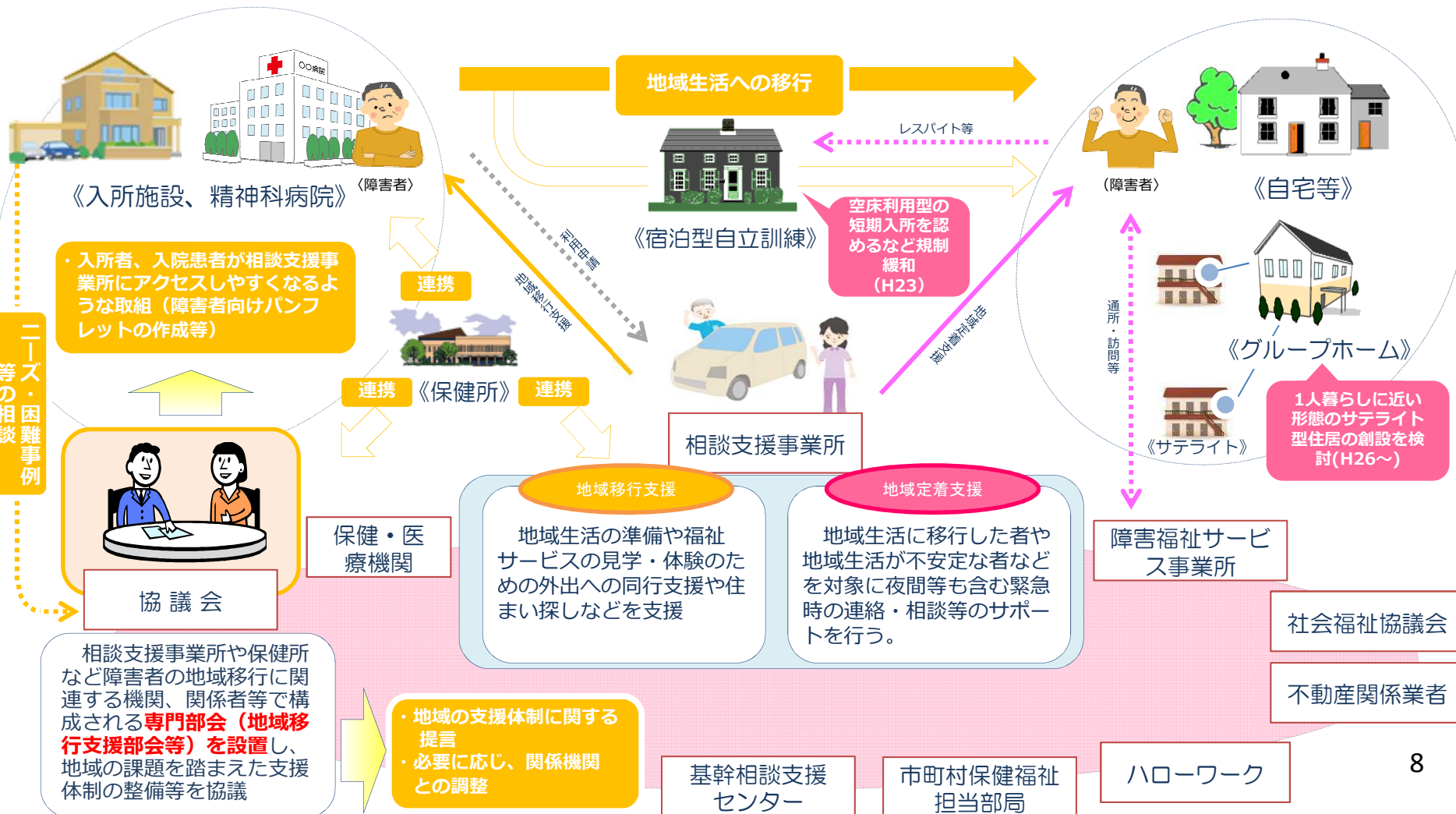
2. 地域移行・地域生活を支える体制の概要

障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

第3期障害福祉計画に基づき、障害者の住まいの場であるグループホーム等や平成24年度からスタートした地域相談支援の提供体制を整備するとともに、地域の社会資源の開発・改善を担う『協議会』を積極的に活用すること等により、地域の実情に応じた円滑な地域移行や地域移行後の地域生活を支える体制整備を進める。

入所・入院生活

地域生活



障害者の地域移行・地域生活を支援する事業の変遷

		支援内容	H18	H21	H22	H23	H24	H25
地域生活支援事業	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 【H18～】	①入居支援(家族同居者等への個別支援)	●					→
		②入居支援(入所施設、精神科病院の入所・入院者への個別支援)	●			→	個別給付化 (地域移行支援・地域定着支援) 経過措置あり(※)	
		③24時間支援	●			→		
	地域移行のための安心生活支援事業 【H23～】	①常時の連絡体制と緊急時の支援				→ ●	個別給付化 (地域移行支援・地域定着支援) 経過措置あり(※)	
		②緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外)				●		
		③1人暮らしの体験宿泊(")				●		
		④②・③の居室の確保料				●		→
		⑤地域の体制整備のためのコーディネート				→ ●		→
個別給付	地域移行支援 【H24～】	(対象者) ・入所施設、精神科病院の入所・入院者 (サービス内容) ・地域移行に向けた相談、同行による支援 ・1人暮らしの体験宿泊 ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用 ・入居支援					●	→
	地域定着支援 【H24～】	(対象者) ・居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者 (サービス内容) ・常時の連絡体制の確保 ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)					●	→
基金	障害者を地域で支える体制づくりモデル事業 【H21～H24】	①拠点のコーディネータ配置		●			→	
		②24時間のサポート体制づくり 等		●			→	

モデル事業の一般事業化

※ 地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象

地域移行支援・地域定着支援と地域生活支援事業費補助金等との整理

【平成23年度】

【平成24年度以降】

地域生活支援事業(補助金)

【1 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)】

- ① 入居支援(家族同居者等への個別支援)
- ② 入居支援(障害者入所施設・精神科病院入院者への個別支援)
- ③ 24時間支援

【2 地域移行のための安心生活支援事業】

(H23~)

- ① 常時の連絡体制と緊急時の支援
- ② 緊急一時的な宿泊(居室の確保料以外分)
- ③ 一人暮らしの体験宿泊(同上)
- ④ ②・③の居室の確保料
- ⑤ 地域の体制整備のためのコーディネート

地域生活支援事業(補助金)

- 入居支援(家族と同居する者等の個別支援、個別支援以外の各種取組)
- 緊急一時的な宿泊・体験宿泊の居室の確保料
- 地域の体制整備のためのコーディネート
- ※ 1・2の上記以外の事業は、法施行時のために地域相談支援の提供体制が十分でない場合は体制整備されるまで補助対象。

自立支援給付費負担金(個別給付)

【地域移行支援】

- 対象者 入所施設及び精神科病院入院者
- サービス内容
 - ・地域移行に向けた相談、同行による支援
 - ・一人暮らしの体験宿泊
 - ・障害福祉サービス事業(日中活動系)の体験利用
 - ・入居支援

【地域定着支援】

- 対象者
居宅で単身で生活する障害者又は同居する家族等による緊急時の支援が見込まれない者
- サービス内容
 - ・常時の連絡体制の確保
 - ・緊急時の支援(緊急一時的な宿泊を含む)

基金事業

【3 障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

(H21~)

- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

基金事業(平成24年度で終了)

【障害者を地域で支える体制づくりモデル事業】

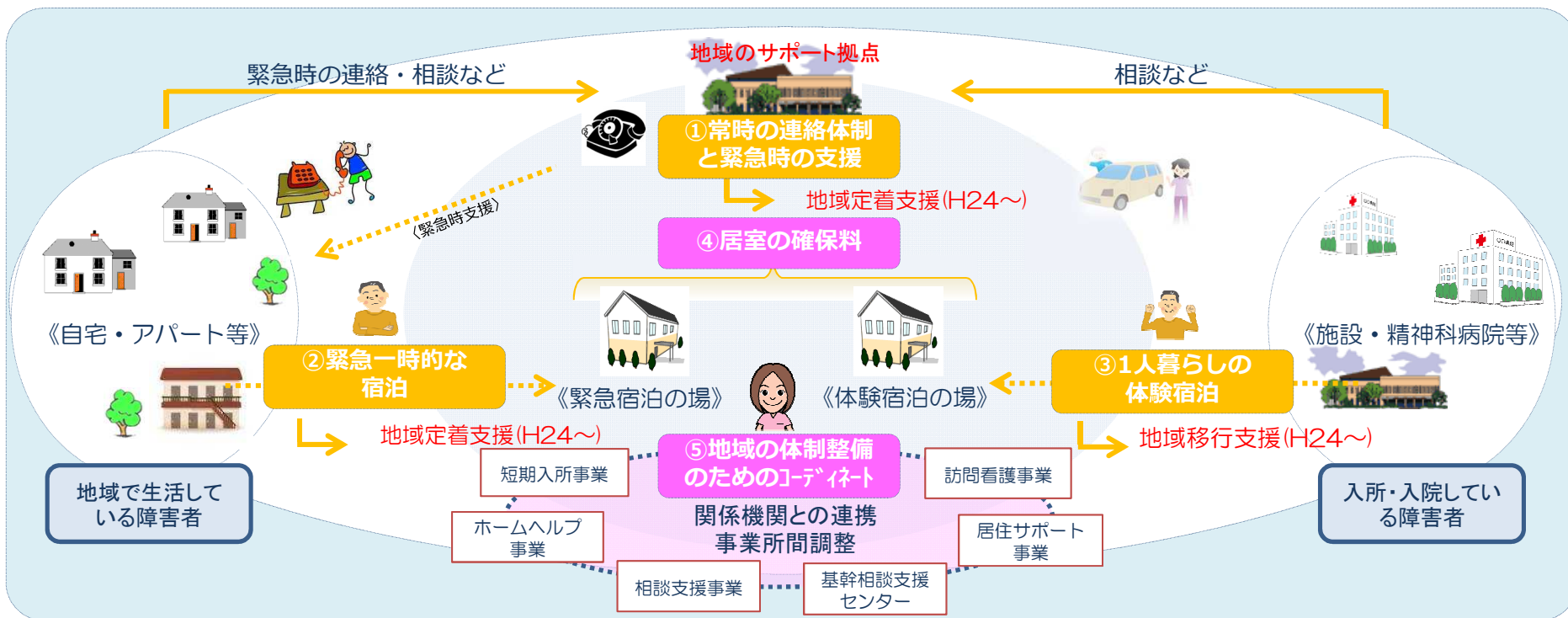
- ① 拠点のコーディネーター配置
- ② 24時間のサポート体制づくり 等

継続

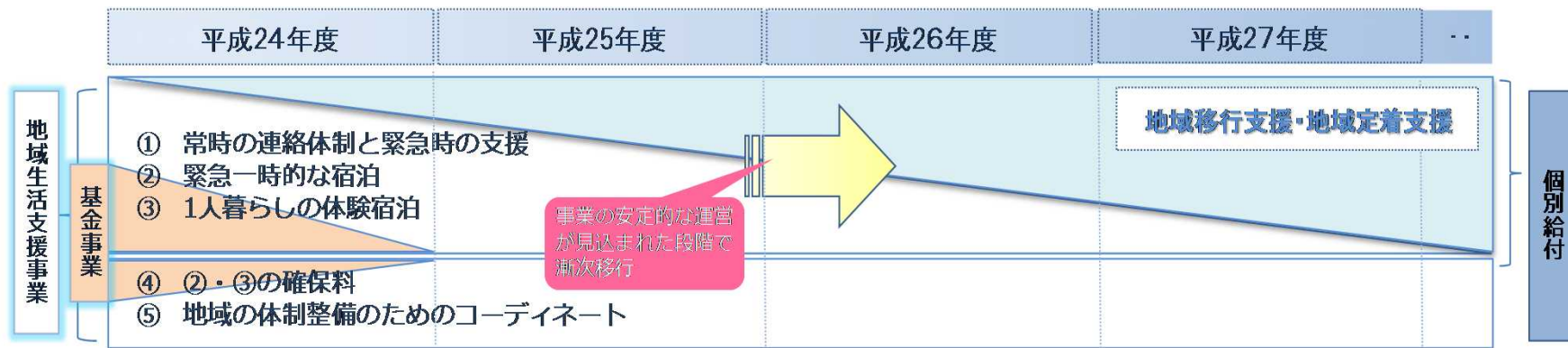
障害者の地域生活を支えるための事業の個別給付への円滑な移行

これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金等により財政支援を行ってきた障害者の地域生活を支えるための事業のうち、「地域の体制整備のためのコーディネート」や「緊急・体験宿泊の場の確保料」については、引き続き、地域生活支援事業費補助金により支援。

その他の「常時の連絡体制の確保」などについては、個別給付（地域相談支援）として実施することが基本となるが、事業の安定的な運営が見込まれるまでの間、地域生活支援事業費補助金を活用しながら、個別給付（地域相談支援）への移行を進める。



(参考) 地域生活支援事業費補助金から個別給付（地域相談支援）への円滑な移行のイメージ



（参考） 障害者支援施設（入所施設）の現状等

施設入所支援

○対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者
- ③ 生活介護利用者のうち、①に該当しないが、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める区分1以上の者
- ④ 就労継続支援B型の利用者のうち、市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める者

○サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○主な人員配置

- 夜勤職員
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

○報酬単価(平成24年4月～)

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	447単位	376単位	304単位	229単位	165単位

■主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ② 重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

夜勤職員配置体制加算

- 夜勤職員の勤務体制を手厚くしている場合
- ・利用定員が21人以上40人以下の場合[49単位]
 - ・利用定員が41人以上60人以下の場合[41単位]
 - ・利用定員が61人以上の場合[36単位]

○事業所数

2,630(国保連平成25年3月実績)

○利用者数

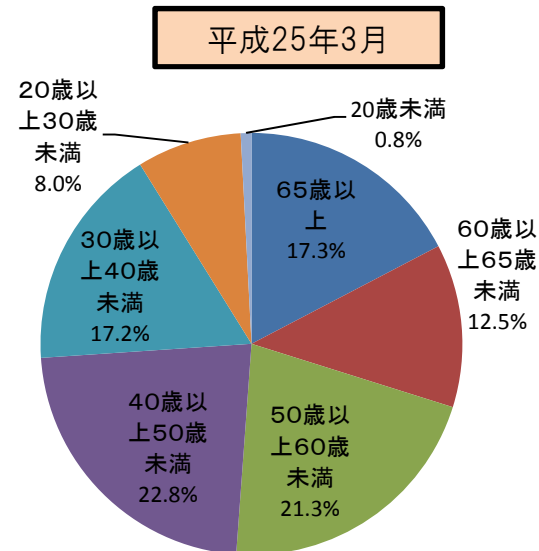
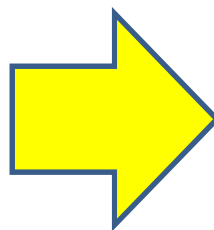
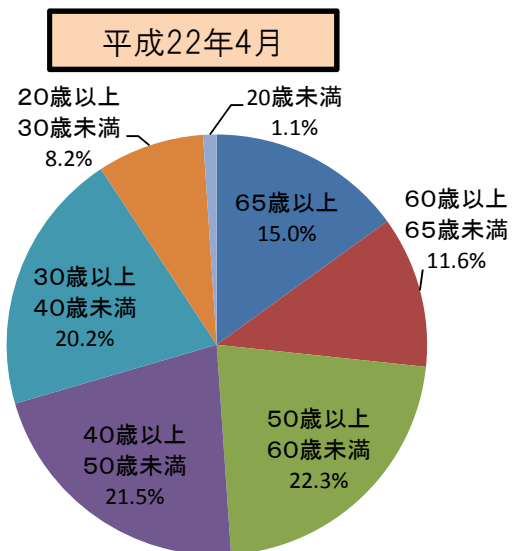
134,247(国保連平成25年3月実績)

障害者支援施設（施設入所支援）の利用者（年齢階層）

障害者支援施設（施設入所支援）では、60歳以上の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。

年齢階層

障害程度区分	平成22年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
65歳以上	9,555	15.0	23,263	17.3	13,708	2.3
60歳以上65歳未満	7,407	11.6	16,812	12.5	9,405	0.9
50歳以上60歳未満	14,157	22.3	28,594	21.3	14,437	▲ 1.0
40歳以上50歳未満	13,699	21.5	30,606	22.8	16,907	1.3
30歳以上40歳未満	12,871	20.2	23,079	17.2	10,208	▲ 3.0
20歳以上30歳未満	5,232	8.2	10,791	8.0	5,559	▲ 0.2
20歳未満	677	1.1	1,102	0.8	425	▲ 0.2
合計	63,598	100.0	134,247	100.0	70,649	-



※ 出典: 国保連データ

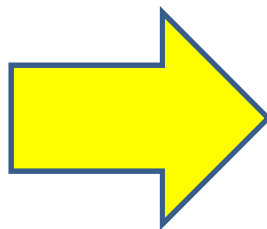
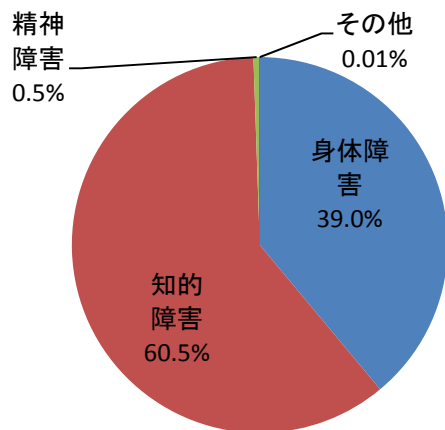
障害者支援施設（施設入所支援）の利用者 （障害種別内訳）

○ 障害者支援施設（施設入所支援）利用者の障害種別は、知的障害が6割以上。

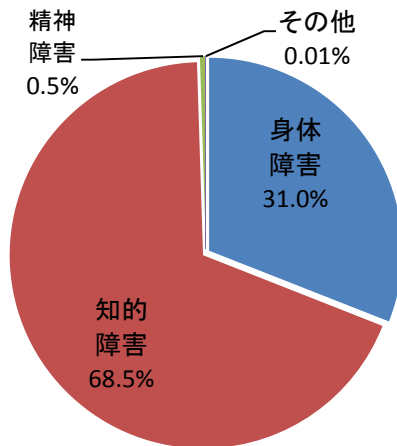
障害種別

障害種別	平成20年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
身体障害	9,847	39.0	41,566	31.0	31,719	▲ 8.0
知的障害	15,288	60.5	92,006	68.5	76,718	8.1
精神障害	139	0.5	662	0.5	523	0.0
その他	3	0.0	13	0.0	10	0.0
合計	25,277	100.0	134,247	100.0	108,970	-

平成20年4月



平成25年3月



※出典：国保連データ

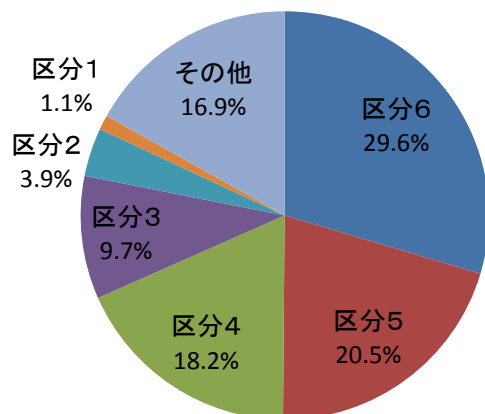
障害者支援施設（施設入所支援）の利用者 （障害程度区分別）

- 障害者支援施設（施設入所支援）利用者のうち、障害程度区分5以上が5割以上。

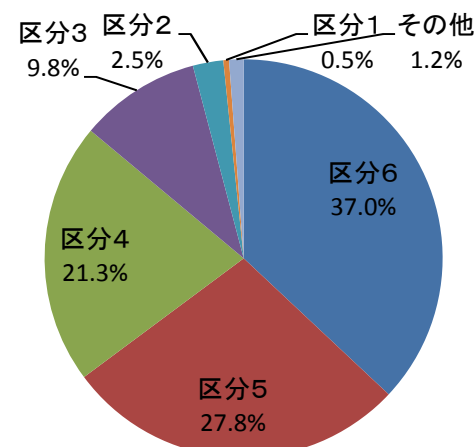
障害程度区分

障害程度区分	平成20年4月		平成25年3月		増減	
	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)	利用者数(人)	割合(%)
区分6	7,485	29.6	49,654	37.0	42,169	7.4
区分5	5,185	20.5	37,339	27.8	32,154	7.3
区分4	4,610	18.2	28,568	21.3	23,958	3.0
区分3	2,462	9.7	13,179	9.8	10,717	0.1
区分2	976	3.9	3,328	2.5	2,352	▲ 1.4
区分1	290	1.1	630	0.5	340	▲ 0.7
その他	4,269	16.9	1,549	1.2	▲ 2,720	▲ 15.7
合計	25,277	83.1	134,247	98.8	108,970	-

平成20年4月



平成25年3月



※ 出典：国保連データ

老化・早期退行が顕著となった場合の対応等

障害者支援施設では、老化・早期退行が顕著となった場合、特養等の移行で対応が 約5割以上（知的障害）を占める。

老化・早期退行が顕著となった場合の対応（％）

（施設、事業所に聴取）

	障害者支援施設		生活介護事業所（通所）	GH・CH	
	知的障害	身体障害	知的障害	知的障害	精神障害
①現在の事業所で対応する	17.9	24.7	10.6	16.7	2.3
②特養等への移行で対応する	51.2	22.5	17.2	40.6	42.2
③その他	14.7	28.7	27.8	16.7	25.0
④無回答	16.1	24.2	44.5	25.9	30.5

※ 地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究（平成24年度（日本知的障害者福祉協会））

老化を伴う症状が顕著な人への支援として今後必要に思うこと

障害者支援施設では、現行の機能強化、GH・CHでは、主に居宅系、日中系サービスを必要と考えている場合が多い。

老化を伴う症状が顕著な人への支援として今後必要と思うこと（施設、事業所に聴取（％））

○ 居住関係等で必要と思う支援

	障害者支援施設		生活介護事業所（通所）	GH・CH	
	知的障害	身体障害	知的障害	知的障害	精神障害
①現行の障害者支援施設のさらなる機能強化	30.7	28.1	17.4	17.3	13.3
②グループホームや自宅で積極的に居宅介護、移動支援等のサービス利用	9.0	10.8	20.2	19.4	11.7
③グループホームや自宅で、訪問看護や訪問介護など介護保険サービスの積極的な活用	9.6	10.8	18.6	19.7	23.4
④現行の特別養護老人ホームの受け入れ体制の強化	25.3	17.8	8.9	14.1	19.1
⑤それらの人に対応できる新たな居宅介護サービスを地域に創設	17.7	16.2	16.1	22.4	22.7
⑥親と暮らすそれらの人に対応できる新たな居宅支援サービスを地域に創設	6.5	13.1	17.4	7.1	8.6
⑦その他	1.2	3.1	1.4	0	1.2

○ 日中活動関係等で必要と思う支援

	障害者支援施設		生活介護事業所（通所）	GH・CH	
	知的障害	身体障害	知的障害	知的障害	精神障害
①現行の障害者支援施設のさらなる機能強化	43.7	43.3	31.0	29.1	21.0
②現行の通所介護（デイサービス）など、介護保険サービスの積極的な活用	17.7	18.5	27.4	30.0	39.2
③それらの人に対応できる新たな日中支援サービスや日中活動サービスの創設	37.3	36.6	41.2	40.3	39.2
④その他	1.3	1.6	0.4	0.6	0.7

○ その他の必要と思う支援

	障害者支援施設		生活介護事業所（通所）	GH・CH	
	知的障害	身体障害	知的障害	知的障害	精神障害
①成年後見制度などの利用促進や意思決定支援の仕組みを整備し、権利擁護を強化	26.0	26.6	24.4	24.8	21.4
②地域医療との連携協力体制の確保	31.3	30.5	24.7	26.2	24.4
③地域において相談支援、居宅介護、移動支援等のサービス基盤を整備	16.7	18.8	25.6	22.2	24.4
④地域において関係機関との連携等、支援のネットワークを整備	25.5	23.5	24.7	26.7	28.8
⑤その他	0.5	0.5	0.7	0	1.1

※ 地域における高齢の障害者の居住支援等の在り方に関する調査・研究（平成24年度（日本知的障害者福祉協会））

今後の暮らし方について

今後の暮らし方については、「これからも今のところで」は、居宅が最も高く(約71%)、入所施設は最も低い(約49%)。

今後の暮らし方(%)

(住居として入所施設、GH・CH、居宅で生活する障害者に聴取)

質問内容		入所施設	GH・CH	居宅
これからどこ暮らし ていきたいですか	これからも今の ところで	49.2	60.5	70.8
	今のところ以外	50.8	39.5	29.2
合計		100.0	100.0	100.0

3. 地域における居住支援についての論点（案）

地域における居住支援についての論点（案）

- 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点からのケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等も含めた地域における居住の支援等の在り方について、どう考えるか。

附帯決議
(全体版)

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

<平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくなる観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

<平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくなる観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。
また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。
- 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。